

令和2年12月 酒々井町農業委員会総会

日時：令和2年12月1日（火）
午後3時30分から4時30分まで
場所：酒々井町役場中央庁舎3階会議室

1. 出席委員（12名）

会 長	4 番	相 京 文 夫
職務代理者	8 番	京 増 孝 一
農 業 委 員	1 番	綿 貫 清
	2 番	石 渡 潤 一
	3 番	石 橋 義 弘
	5 番	木 我 恭 子
	6 番	宮 田 早 苗
	7 番	飯 田 隆 男
	推 進 委 員	1 番
2 番		高 崎 孝
4 番		斉 藤 孝 壹
5 番		竹 尾 謙 一

2. 農業委員会事務局 岩井事務局長・大坂主査・（書記）・鶴澤主任主事

3. 議 題

第1号議案	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（1件）
第2号議案	農地法第5条許可申請について（1件）

4. 専決処理報告 農地法第4条の届出について

譲受人が協議の上、事業計画を変更、承継し土地購入事実経過説明書（^{てんまつ}顛末書）を添えて、今回の申請に至ったものです。以上を踏まえまして説明させていただきます。当初計画、変更後の譲受人につきましては、先ほど説明させていただいたとおりです。当初計画の譲渡し人は、墨在住者他、変更後の譲渡し人は、当初計画の譲受人ですが、法人名、代表取締役が変更になっております。申請地は、当初墨の農地42筆で29,755㎡でしたが、その後、分合筆等が行われ、2筆で29,835.87㎡となっております。転用目的は、〇〇〇〇工場から野球場2面及び駐車場等に計画変更されており、平成21年に整備済となっております。変更理由につきましては、先の説明及び詳細は、記載のとおりですが、当初計画者の故意又は重大な過失によるものでないと認められます。申請地については、2ページの位置図と3ページ周辺土地利用状況図をご覧ください。また、当初の土地利用計画図については、4ページ、5ページをご覧ください。続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料は、6ページからになります。先ほども説明させていただきましたが、譲受人は、当初計画を承継予定の東京都〇〇〇在住の法人、譲渡し人は、当初許可を受けた〇〇〇在住の法人（会社名、代表者は変更）です。申請地は、墨の農地2筆で地目は畑ですが、先ほど説明させていただいたとおり、登記上は、宅地となっております。面積は、合計で29,835.87㎡です。申請理由は、野球場、練習スペース及び駐車場、休憩スペースになりますが、既に整備済となっております。権利の種類は、所有権移転ですが、こちらにも既に移転済となっております。なお、計画変更承認、新たな農地転用許可前に事業を行っていることから、土地購入事実経過説明書（顛末書）が添付されております。事業計画（抜粋）については、7ページ、土地利用計画図については、8ページをご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我農業委員 今回の案件の場所は〇工業団地にあります。食品の工場を作る予定で〇〇〇〇〇〇〇〇〇が一度譲り受け、工場の建物は建ちましたが、〇〇〇〇〇の問題で事業を断念せざるをえなくなり、建物は解体されました。それ以降は野球場として〇〇〇〇〇が10年以上利用しています。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京増農業委員 雨水については事業計画書に地下浸透と記載されていますが、流末が佐倉市

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の食品加工工場から〇〇〇〇〇〇〇が現在使用している〇〇〇〇用グラウンドへの承継の手続き、その上で農地法5条の手続きという2段階で農地転用の違反状態を解消しようと考えています。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 今回の議題と直接関係ないかもしれませんが、今後酒々井に進出する計画はありますか。業績が良いようなので、酒々井町としても進出していただければありがたいと思います。

申 請 代 理 人 私どもは〇〇〇製造装置のメーカーで、生産拠点を戦前から〇〇県の〇市に置いておきまして、その後、〇〇県〇〇市にも工場を建設しを第2の生産拠点としております。今のところ、酒々井への進出はないと思います。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

議 長 それでは、初めに第1号議案 農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請について採決を行います。承認相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法5条の規定による許可後の計画変更承認申請につきましては、承認相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第2号議案 農地法5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手で全員でございますので、農地法5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、30aを超える案件については、千葉県農業会議の常設審議委員会に意見回答を得た後、県に進達することとします。

議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法第4条の届出について、事務局より報告願います。

局 長 農地法第4条の届出について、説明させていただきます。資料は9ページからです。届出人は、佐倉市在住者です。届出地は、上本佐倉の農地2筆で、地目は畑です。面積は合計で2221㎡です。届出理由は長屋住宅用地です。10ページの位置図を参考にいただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく願います。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 7日の木曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、7日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の木曜日で決定させていただきます。それではこれ2で、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

局 長 それでは、これで12月の総会を閉会いたします。